

被害者の救済

国土交通省においては、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して、被害者救済事業を実施。

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和2年4月現在)>
協力病院: 205箇所、協力施設: 136箇所

○在宅生活支援環境整備事業の実施

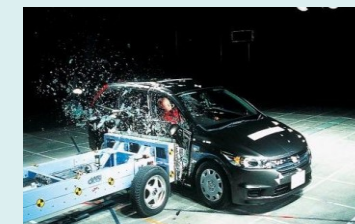
在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備

自動車事故の防止

- ASV(先進安全自動車)の普及
- 運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施
- プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



- 自動車アセスメント…
実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談
- 救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催

